

○吹田市民プール条例

昭和37年8月2日条例第430号

(設置)

第1条 市民の憩いの場を設け、あわせて市民の体力の向上に寄与するため、本市に市民プールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立片山市民プール 吹田市出口町31番1号
- (2) 吹田市立北千里市民プール 吹田市藤白台5丁目5番2号

(使用の許可)

第3条 市民プールの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不適当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第8条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民プールの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 使用の許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民プールの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に市民プールの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、市民プールの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に市民プールの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条から第5条まで、第6条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に市民プールの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び

指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（省略）

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月9日条例第3号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

市民プール使用料

時期	使用者	基本使用料の額	超過使用料の額
夏期	中学生以下	1回2時間につき150円	1時間までごとに70円
	一般	1回2時間につき300円	1時間までごとに150円
夏期	中学生以下	1回1時間につき150円	1時間までごとに150円
以外	一般	1回1時間につき350円	1時間までごとに350円

備考

- 1 トレーニング室のみを使用するときは、本表基本使用料及び超過使用料に代えて、1時間につき150円の使用料を徴収する。

- 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが市外にあるときは、本表基本使用料及び超過使用料又は前項に規定する使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 使用料（備考第5項及び第6項に規定するものを除く。）の徴収は、市長の発行する回数券を提出させることにより行うことができる。
- 4 前項の回数券は、11枚で1つづりとし、1つづりの販売金額は、回数券1枚の額面金額の10倍に相当する金額とする。
- 5 夏期以外の時期に、本市に居住し、通勤し、又は通学する者が10人以上で入場するときは、本表及び備考第2項の規定により算定した基本使用料及び超過使用料の額に次に掲げる人数の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額の使用料を徴収する。
 - （1） 10人以上20人未満 10分の9
 - （2） 20人以上30人未満 10分の8
 - （3） 30人以上40人未満 10分の7
 - （4） 40人以上50人未満 10分の6
 - （5） 50人以上 10分の5
- 6 専用使用は、市長が適当であると認める場合に限り許可するものとし、1時間につき15,000円（使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれも（団体にあつては、その所在地）が市外にあるときは、30,000円）の使用料を徴収する。